

未来の光

学校 HP <https://www.kawanishi-hyg.ed.jp/tadahipo/>

文責: 学校長

12月4日～12月10日は、人権週間です

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、昭和24年(1949年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

いじめや虐待、性被害等のこどもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

令和5年(2023年)も、12月4日(月)から12月10日(日)の1週間を「第75回人権週間」と定め、様々なメディアを活用して、全国各地で集中的に人権啓発活動を行います。この人権週間をきっかけに人権について考えてみませんか。(法務省 HP より引用)

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

子どもたちが人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動につながるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが求められています。

「人権教育」という教科はありません。11月の授業参観で各学年が取り上げたような「多文化理解」「スマホ・ケータイ安全教室」「盲導犬」などを通して、「ネットの危険性」「SNS 上での伝え方の難しさや恐さ」「障害のある方の生活のしづらさ」を感じること、今まで気づかなかった人権感覚を獲得していきます。そして、「自分にできる行動は？」と考え、そして行動できることにつながればと考えます。自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子ども。様々な場面や状況下で、自分や他者の人権をまもるための行動ができる子ども。一人ひとりの子どもたちが、学年・発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解できるよう・・・、ご家庭でもお話いただければと思います。



12月の行事予定

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1 日 (金)						
7 日 (木)						
8 日 (金)						
10 日 (日)						
11 日 (月)						
13 日 (水)						
14 日 (木)						
15 日 (金)						
18 日 (月)						
19 日 (火)						
20 日 (水)						
21 日 (木)						
22 日 (金)						
23 日 (土)						
25 日 (月)						
26 日 (火)						

を。

きんたくん学びの道場

1月の行事予定(案)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1 日 (月)						
4 日 (木)						
8 日 (月)						
9 日 (火)						
10 日 (水)						
11 日 (木)						
16 日 (火)						
17 日 (水)						
19 日 (金)						
22 日 (月)						
24 日 (水)						
25 日 (木)						
30 日 (火)						

学校業務休止日について

年末年始の一般的な休み期間は、12 月 29 日～1 月 3 日が通例となっています。これに加えて、4 日 (木)を「学校業務休止日」とします。これは、省エネ対策と教職員の勤務時間の適正化をねらいとし、対外的な業務を休止するものです。ご理解ご協力をお願いいたします。つきましては、4 日に緊急の連絡等がある場合は、市教育委員会事務局教育保育課(740-1254)にご連絡願います。